

佐賀県告示第 197 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和 2 年 7 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 起業者の名称 学校法人星生学園
- 2 事業の種類 学校法人星生学園校舎等整備事業及びこれに伴う農業用排水路付替事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 佐賀市鍋島町大字森田字二本松地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

- (1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、佐賀市鍋島町大字森田字二本松地内における学校法人星生学園校舎等整備事業及びこれに伴う農業用排水路付替事業（以下「本件事業」という。）である。

このうち、学校法人星生学園校舎等整備事業（以下「本体事業」という。）は、法第 3 条第 21 号に掲げる「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」に関する事業に該当する。

また、農業用排水路付替事業（以下「関連事業」という。）は、法第 3 条第 5 号に掲げる「国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が設置

する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、起業者である学校法人星生学園が理事会において施行を決定しており、また、既に必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

学校法人星生学園が運営する佐賀星生学園は、中学校卒業以降の不登校生徒を対象に、専門的な支援が可能な後期中等教育施設として、平成 23 年に開校した。以降、中学校で不登校であった生徒の心の回復支援と学習の取戻しを両立したカリキュラムにより、多くの生徒が通学できるようになった実績が評価されているところである。

このような中、現校舎は元予備校の空き校舎を利用しているが、教室が狭い上、一般的に全日制高校であれば有している図書室、保健室、校庭等もない状況である。

また、駐車場及び駐輪場も大変狭く、これに起因して校内での接触事故が発生しているほか、保護者が車で送迎する際の駐車スペース等がなく、路上で乗降せざるを得ないことから、交通事故の危険性があり、近隣住民や付近を通行する車両等への影響が生じている。

さらに、現校舎は築 40 年以上経過しており、給排水施設の老朽化や、雨漏りが頻発するなど、安全面や衛生面で大きな不安を抱えているところである。

これらの問題を早急に解決するため、現在地での建替えを検討したものの、敷地が狭く、必要な教室等の面積を確保した場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）における容積率に抵触することから、断念せざるを得なかった。よって、起業地に校舎等を整備することとしたものである。

本件事業の施行により、生徒が安心・安全な環境で質の高い持続可能な教育を受けることの実現が図られるものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び佐賀県環境影響評価条例（平成 11 年佐賀県条例第 25 号）に基づく環境影響評価の対象外であるが、起業者が佐賀市の担当課と協議した結果、佐賀県レッドデータリストに掲載の植物が生息している可能性があるとのことであった。

しかし、施工前に調査を実施し、必要に応じて移植するなど、適切な措置を講じることとしていることから、本件事業の実施に伴う影響は極めて小さいと予測される。

また、起業地は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されておらず、保存すべき埋蔵文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認

められる。

ウ 代替案との比較

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、佐賀市鍋島町大字森田地区内の3候補地を検討している。

起業者は、事業施行に必要な面積、経済的合理性、施設利用時の利便性、教育環境等を考慮し、総合的に判断した結果、最も妥当な本申請案を選定したものである。

また、関連事業は、本体事業の施行に伴い必要が生じた農業用排水路の付替工事であり、当該施設の管理者と十分な協議を行い、その機能を十分に発揮するために必要最小限の範囲として施行するものである。

エ 事業計画の合理性

得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められるとともに、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適しているものと認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

現校舎は教室が狭い上、図書室、保健室、校庭等を有しておらず、駐車場及び駐輪場も大変狭いため、校内での接触事故が発生している。

また、保護者が車で送迎する際の駐車スペース等がなく、路上で乗降せざるを得ないことから、交通事故の危険性があり、近隣住民や付近を通行する車両等への影響が生じている。

さらに、現校舎は築40年以上経過しており、給排水施設の老朽化や、

雨漏りが頻発するなど、安全面や衛生面で大きな不安を抱えていることから、速やかな是正が必要と思われる。

なお、生徒から環境改善を望む声が上がっているほか、保護者からは施設整備に関する要望書が提出されている。

よって、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

佐賀市役所 用地対策課